

検査及び支払手続の流れ（令和6年度から変更）

令和6年度からは、福岡県医師会を経由せず、福岡県で直接、医師会加入医療機関への検査費用の支払い及び問診票の受け付けを行います。

そのため、検査を実施した月の翌月の5日までに福岡県がん感染症疾病対策課まで、別紙「実績報告書兼請求書」及び問診票の提出をお願いいたします。

1 検査

<検査医療機関>

①対象者へ問診等（問診票「県庁控」「検査医療機関控」）を行い、陽性の場合、2か月以内に必ず県が指定した福岡県肝疾患専門医療機関（以下「専門医療機関」と略）または肝炎治療医療機関（以下「治療医療機関」と略）を受診することを確認し、検査〔HBs抗原、HCV抗体（高・中・低力価の場合はHCV核酸増幅）〕を行う。

②陽性の場合、紹介状兼報告書及び精密検査報告書を陽性者へ渡し、専門医療機関または治療医療機関へ受診するよう伝える。

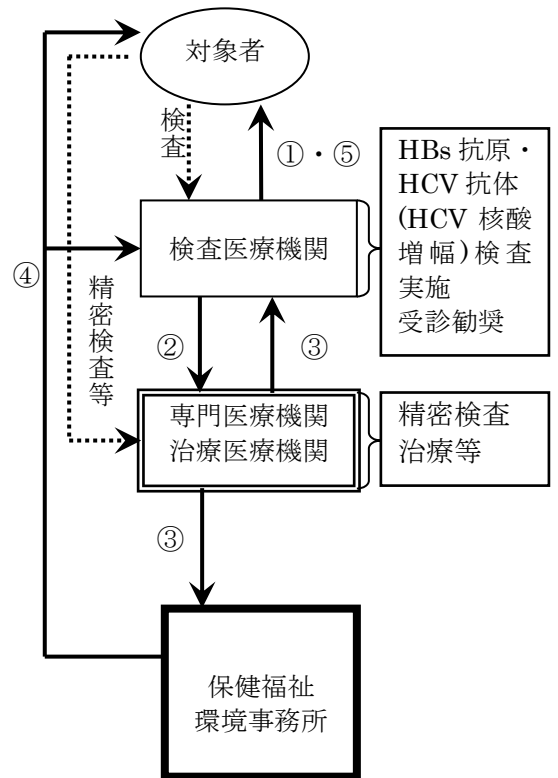
⑤保健福祉環境事務所からの未受診者報告を受けた場合、未受診者へ受診勧奨を行う。

<専門医療機関または治療医療機関>

③陽性者の精密検査・治療等を行い、紹介状兼報告書（保健福祉環境事務所への報告用）及び精密検査報告書（検査医療機関への報告用）に記入し、保健福祉環境事務所及び検査医療機関へ送付する。

<保健福祉環境事務所>

④陽性者が専門医療機関または治療医療機関に受診していないことが確認された場合、検査医療機関へ報告し、未受診者へ受診勧奨を行う。



2 支払

①検査医療機関は、問診票（「県庁控」）と実績報告書兼請求書を福岡県がん感染症疾病対策課疾病対策係へ送付する。

②県は、問診票と実績報告書兼請求書を審査し、検査医療機関へ検査費用を支払う。

○令和6年度～

支払金額：1件あたり4,521円（税込）

《提出先》

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課 疾病対策係

